

# 糾紛まだ整わず

水俣病の補償あつせん

## 寺本知事 記者会見で語る

好意で出すというチツソとは見解が違ふ

# 法的義務のはず

もつと当事者で交渉を

寺本知事は十日の県議会本会議で、水俣病の補償交渉に関してチツソの江頭社長から申し入れのあった「あつせんのための第三者機関の設置」を断つた旨を明らかにしたが、さらに午後五時から記者会見し、チツソ側との話し合いの内容などについて次のように語った。この中で知事は「チツソは、三十四年十二月に患者家庭互助会と結んだ契約を有効と主張し、私は法的に見解を異にしている。チツソは補償のプラスアルファを好意で出すと言っているが、私は法的義務として補償すべきものだと思える。第三者機関の設置を断つたが、冷たく突き放したわけではなく、このように争点を明らかにすることによって、交渉が前進することを期待する」と述べた。知事が第三者機関の設置を断つたことで補償交渉がさらに難航する可能性もあるが、いずれにしてもチツソと患者家庭互助会との今後の動きが注目される。

十一月三日付けで江頭社長から「あるのかわからないので、六日私あての文書が届いた。その内容は、厚生大臣から補償交渉に江頭社長と入江専務を呼んでチツソ側決のために知事を中心とした第三者機関をつくってはどうかとの示唆があったのである」というものだった。しかしその文書だけではチツソが具体的にどんな考え

の考えを聞いた。

席上私は「チツソは厚生、通産両省と経済企画庁に、補償の基準を示してほしいと要請したそうだが、どんな気持ちからその要請を

したのか」と聞いた。これに対しチツソ側は「補償基準を政府が出してくれと思つたから頼んだ。しかし基準は示してくれなかった。そのさい厚生大臣から、地方の事情もあることだから、寺本知事を中心に第三者機関をつくつてもらつてはどうかとの語があつた」と答えた。

そこで私は「地方の事情とは、

どんな意味か。人命の尊さに地域的な差はあるまい。チツソは厚生

大臣のそのことをどう受け取つたか」とたずねた。これに対するチツソ側の答えは、「しいて言えば、三十四年の交渉のさい知事があつせんしたことを意味しているのではあるまいか」というものだった。

そこで、三十四年十二月にチツソと患者家庭互助会とが結んだ契約の有効、無効が問題になった。

私は「チツソは、三十四年の契約は有効と思つているか、それとも公断決定があつたので無効と考へているか。私はあの契約には事情変更の原則が適用されると考へるが、私の見解に賛成か」と聞いた。これに対しチツソ側は「あの契約に事情変更の原則を適用するのには反対だ。契約は有効と思つ



寺本知事



江頭社長

「ている」と答えた。

「たから私は、過去の契約を有効としながら、いま交渉しているのはどんなことか。補償は、法的義務からではなく、好意でフラスアルフィーを出す」といふことが、と聞いた。これに対しチツソ側は「そうだ。ただ、好意で出すのがあまり少ないように思ふ。果敢で言わんでほしい」と答えた。そして

# 「恵みで」とは言わぬ

入江チツソ事務 知事発言内容を否定

寺本知事が十日、チツソ側との第三者機関設置についての話し合いの内容を明らかにしたことについて、チツソ本社に入江事務は次のように語った。この中で同事務は「専らで金一封を差し上げると言つたことはない」と、寺本知事の答弁内容と微妙なニュアンスの違いをみせた。

「また私はチツソ側に、あつせんは、当事者同士でもっと実質的な交渉をしたあとと第三者に依頼すべきもので、いまの段階であつせんをしても、ルールに準らない」と言つた。その点はチツソも諒解していた。

「チツソとの話し合いの結果を、厚生省の武蔵公署部長に伝えたところ、同部長は私の行き先まで追

六日知事と会合した席上、三十四年十二月の契約についての考え方を聞かれたので、会社として従来通り生きていくと考えていると申し上げた。しかしこのことは会社が案項をタテにとって補償をしないということではないし、専らで金一封を差し上げるといった発言をしたこともない。そ

「しかし、補償交渉の世話をするというのが私たちの建て前だ。争点を私たちの手で明らかにしてあげるのも、世話の一種だと思ふ。争点を明らかにすることで交渉が前進することを期待しているものであつて、冷たく突っ放しているわけではない。

「基盤を地方でつくるのは無理だ。地方でやるなら、関係者が必

「阿賀野川の第二水保網やイタイイタイ病にも適用するような補償

「市当局で調べしてほしい」と要望し

## 渡辺助役、知事にあつた旋依頼

水俣市の渡辺助役は、十日午後四時県庁に寺本知事をたずね「近く水俣病患者家庭互助会が知事にあつせんを依頼に来るのでよろしく」とあいさつした。しかし寺本知事は、六日東京でチツソの江頭社長、入江事務と話し合った内容を語明、さらに「患者側が三十四年の契約を有効と考へてゐるか、それとも無効と考へてゐるか、市当局で調べてほしい」と要望し